

令和3年1月1日以降

支給期間延長、資産・活動要件が変更されます

支給期間

【これまで】 原則3ヶ月間、最長9ヶ月間、家賃相当額を支給

【R3.1.1～】 最長で**12か月まで**延長することが可能
 ※令和2年度中に新規申請して受給を開始した方に限ります

資産要件

【これまで】

申請区分	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
当初・延長・再延長※	50.4万円以下	78万円以下	100万円以下

【R3.1.1～】

申請区分	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
当初・延長・再延長※	これまでどおり		
再々延長※	25.2万円以下	39万円以下	50万円以下

※当初(1ヶ月～)、延長(4ヶ月～)、再延長(7ヶ月～)、再々延長(10ヶ月～)

活動要件

【これまで】

受給中の方の状態	くらしサポートセンターへの活動報告	ハローワーク求職申込・職業相談等	企業等への応募・面談	その他の活動
離職・廃業又は休業等	月1回以上	当面不要	当面不要	○

【R3.1.1～】

離職・廃業		月1回以上	月2回以上	週1回以上	任意
休業等	当初・延長・再延長	月1回以上	任意	任意	○
	再々延長	月1回以上	月2回以上	週1回以上	任意

延長・再延長・再々延長申請するには

現在の支給最終月に、ご自身の状態に応じて、ハローワークなどで下記(1)求職活動等を行い、(2)提出書類を準備し、くらしサポートセンターに郵送

(1) 求職活動等

【離職・廃業の場合】

- ・ハローワークへの求職申込
- ・月に2回のハローワークでの職業相談
- ・週に1回の企業等への応募、面接

【休業等の場合】※

- ・ご自身の状況に応じた求職活動等

※再々延長申請の場合は上記離職・廃業の場合と同様の求職活動を行っていただくこととなります。

(2) 提出書類

- ①申請書（期間（再/再々）延長）、②収入・資産申告書、
- ③参考様式6 職業相談確認票、
- ④参考様式7 常用就職活動常用報告書、
- ⑤自立相談支援機関報告様式（改参考様式9）

延長・再延長・再々延長が決定したら

決定後は、上記(1)の求職活動を行い、月に1回、求職活動等状況報告書等を自立相談支援機関に提出（上記(2)提出書類の③、④、⑤を提出）

※活動は離職等・休業の方ともに必須です。これらの活動・手続を怠ると、給付が中止されることがありますので、ご注意ください。

就職がきまったら／本業が復調したら

くらしサポートセンターへ連絡をしましょう

※常用就職後の収入を確認するまで、給付金は中止しません

注) 常用就職後に自己の責に帰さない理由で解雇された場合は、住居確保給付金を再支給することができる場合があります。まずはくらしサポートセンターまでご相談下さい。

住居確保給付金申請受付コールセンター（くらしサポートセンター）
専用ダイヤル 080-4552-2955 080-9793-2662 082-9792-4537
受付時間 月～金（祝日、8/6及び年末年始（12/29～1/3を除く）